

秋田県木材利用促進協定実施要領

(趣旨)

第1 県は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第15条の規定に基づき、事業者等（以下「実施主体」という。）が建築主である建築物における木材の利用に関する構想、その他の事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下「建築物木材利用構想」という。）を定める場合、県と当該建築物木材利用構想を達成に資するための協定を締結するのに必要な事項を定める。

(構想の内容等)

第2 実施主体の建築物木材利用構想は、法及び県が定める「木材利用の促進に関する指針（令和4年4月1日施行）」（以下「指針」という。）に即し、木材の利用を促進することを県に表明するものとする。

(実施主体の要件)

第3 協定を締結しようとする実施主体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の目的を持ち、継続的に事業活動を行う者
- (2) 建築物木材利用促進構想を持っており、秋田県と協定を締結する意向のある者
- (3) 国内外の法令に反する業務を行っていない者及び暴力団等に関与していない者

(事前相談)

第4 協定締結を申入れようとする者は、第5の申入れ書の提出前に、協定の概要等を県に相談するものとする。

(協定締結に係る申入れ)

第5 協定の締結に関する申入れ書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の規定により提出される協定締結に関する申入れ書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 秋田県建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書（別記様式第1号）
- (2) 誓約書（別記様式第1号別紙）
- (3) 実施主体が法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- (4) その他知事が必要と定める書類

(協定締結の判断基準)

第6 県は実施主体から第4により協定締結の申入れがあった場合は、次の

各号に掲げる要件に照らして適当か確認し、締結の可否について判断するものとする。

- (1) 第3による実施主体の要件を満たしていること。
- (2) 法の目的及び指針の実現に資する取組であること。
- (3) 各種法令に違反しないこと。
- (4) 秋田県内での取組である又は、秋田県内を含む取組であること。
- (5) その他必要と認められる事項

2 県は、前項により判断した結果を実施主体に通知するとともに、協定を締結するものとする。

(協定の内容等)

第7 第5により協定の申入れが承認された実施主体は、協定書を県に提出し、県と協議の上、協定書を決定する。

2 協定は、次の各号に掲げる事項を内容とし、別記様式第2号を標準とする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、別記様式第2号を準用し、別途協議の上、決定する。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の目的
- (3) 実施主体の建築物木材利用促進構想（木材の利用に関する構想）
- (4) 構想の達成に向けた取組の内容
- (5) 構想の対象区域（県内又は国内）
- (6) 協定期間
- (7) その他必要と認められる事項

3 協定の期間は、協定締結の日から5年以内とする。

(協定の変更)

第8 県と協定を締結した実施主体（以下「協定締結者」という。）は、協定の内容を変更する場合は、別記様式第3号により県に協定変更協議書を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定変更協議書の提出があった場合には、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。

3 県は、前項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合には、別記様式第4号を標準として変更協定を締結するものとする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、別記様式第4号を準用し、別途協議の上、変更する。

(協定の更新)

第9 協定締結者は、協定期間満了後も協定期間のみを更新して協定を継続する場合は、別記様式第5号により県に協定更新協議書を提出しなければならない。

2 前項による協定の更新が妥当と認められる場合は、県は協定の更新を協定締結者に通知し、別記様式第4号により締結するものとする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、別記様式第4号を準用し、別途協議の上、更新する。

(協定の終了)

第 10 協定締結者は、協定期間満了前に協定の解消を行う場合には解消日の 1 月前まで、別記様式第 6 号により県に協定解消の届出書を提出しなければならない。

2 前項による協定の終了が妥当と認められる場合は、県は協定の解消を協定締結者に通知する。

(活動支援及び広報活動)

第 11 県は、協定を締結した場合は、協定に定められた取組を促進するため、協定締結者に活用できる支援制度や木材利用に係る情報を提供しよう努めるものとする。

2 県は協定の締結内容等を個人情報の取扱いに十分注意し、インターネット等により情報の発信に努めるものとし、公表事項は次のとおりとする。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の対象区域
- (3) 協定の有効期間
- (4) 協定に参加する者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(事情変更による協定の取り消し等)

第 12 県は、協定を締結した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、協定の取り消し、又はその協定の内容を変更することがある。ただし、既に経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

(補則)

第 13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 14 日から施行する。